

○加東市住宅部分型耐震化事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第70号

(目的)

第1条 この告示は、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された市内に存する戸建て住宅の住宅部分型耐震化工事を行う者に対して、工事費の一部を補助することにより、住宅の耐震化の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう次に掲げる室、設備等の全てを有する建物又は建物の一部のことをいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用の炊事用流し

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

(2) 高齢者 交付対象年度の末日時点で満65歳以上の者をいう。

(3) 戸建て住宅 一つの建物をもって一つの住宅となっているものをいう。

(4) 耐震診断 次のいずれかの方法により行う住宅の耐震性に係る診断であつて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士のうち同法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務している者（同法第23条に規定する登録が不要である場合を除く。）が行うものをいう。

ア 2004年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）又は2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）による一般診断法又は精密診断法

イ 1996年版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）又は2011年改訂版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）による診断法

ウ 2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）又は2017年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）による第1次診断法、第2次診断法又は第3次診断法

- エ 2009年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）による第1次診断法、第2次診断法又は第3次診断法
- オ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による診断法
- カ アからオまでに掲げる方法と同等と認められる診断法
- (5) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。
- (6) 安全性が低いと診断されたもの 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないと判断された住宅
- イ 平成12年度から平成14年度までの間に実施したわが家の耐震診断推進事業において、安全性が低いと診断された住宅（耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）
- ウ 加東市簡易耐震診断推進事業実施要綱（平成18年加東市告示第181号）第2条第1号に規定する耐震診断（以下「簡易耐震診断」という。）において、安全性が低いと診断された住宅（耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）
- (7) 耐震改修計画策定 建築士法第2条第1項に規定する建築士であって、同法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務している者（同法第23条に規定する登録が不要である場合を除く。）が行う住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の算定（耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を含む。）をいう。
- (8) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいう。ただし、カのみによる工事を除く。
- ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
- イ 屋根を軽量化する工事
- ウ 床面の剛性を高める工事
- エ 第13号に規定するひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第2に掲げる工法に該当するものとして知事が認めるものによる工事
- オ 減築工事（減築後の住宅が、第1号に規定する住宅となるものに限る。）
- カ 第6条に規定する附帯工事
- (9) 簡易耐震改修工事 簡易耐震診断又は耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅に対して、耐震基準を満たすように行う耐震改修工事をいう。

(10) シェルター型工事 住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工事であって、次に掲げるものをいい、第6条に規定する附帯工事を含むものとする。

ア 別表第2に掲げる工法に該当するものとして知事が認めるものによる工事

イ 別表第3に掲げるシェルター等を設置する工事

(11) 屋根軽量化工事 住宅の屋根全体を非常に重い屋根から重い屋根若しくは軽い屋根又は重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事をいい、第6条に規定する附帯工事を含むものとする。

(12) 住宅部分型耐震化工事 簡易耐震改修工事、シェルター型工事及び屋根軽量化工事をいう。

(13) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

(平29告示90・平30告示98・平31告示44・令7告示83・一部改正)

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、次条第1項に規定する補助金の交付の対象となる住宅の所有者又はその者が高齢者の場合はその者の二親等以内の親族であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 所有者の総所得金額が1,200万円以下の者であること。

(2) 住民税その他市の債権に係る徴収金の滞納がない者であること。

(3) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している者又は加入する予定である者であること。

(平29告示90・平30告示98・令7告示83・一部改正)

(補助の対象)

第4条 住宅部分型耐震化工事の補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 簡易耐震改修工事の補助金の交付の対象となる住宅 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満の店舗等併用住宅を含む。）で、次のアからウまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

ア 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はIs0.3未満のもの

イ 平成12年度から平成14年度までに実施された「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの

ウ 平成17年度から実施されている「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構

造評点が0.7未満のもの

- (2) シェルター型工事の補助金の交付の対象となる住宅 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満の店舗等併用住宅を含む。）で、次のアからウまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの

イ 平成12年度から平成14年度までに実施された「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの

ウ 平成17年度から実施されている「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの

- (3) 屋根軽量化工事の補助金の交付の対象となる住宅 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満の店舗等併用住宅を含む。）で、次のアからウまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち、別表第4の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの

イ 平成12年度から平成14年度までに実施された「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、別表第4の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの

ウ 平成17年度から実施されている「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、別表第4の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの

- 2 簡易耐震改修工事及び屋根軽量化工事の補助金の交付の対象となる工事は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 当該工事に要する費用が50万円以上であること。

(2) 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に定める住宅改修業者登録制度等に登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

- 3 シェルター型工事の補助金の交付の対象となる工事は、当該工事に要する費用が10万円以上のものであること。

- 4 前2項の規定にかかわらず、簡易耐震改修工事の前に実施した耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であり、耐震改修工事を行わない住宅として認められる場合は、当該住宅に対して実施した耐震診断は、補助金の交付の対象とする。

（平29告示90・平30告示98・令7告示83・一部改正）

(補助対象外の住宅)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する住宅は、補助の対象としないものとする。

- (1) 第9条の申請時において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁から同法第9条に規定する措置が命じられている住宅
- (2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定方法により建築された住宅
- (3) 兵庫県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」に係る補助金（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）、この告示に基づく補助金並びに次のア及びイに掲げる補助金の交付を受け、又は受ける見込みである住宅

ア 加東市住宅耐震化建替事業補助金交付要綱（平成27年加東市告示第59号）による補助金

イ 加東市住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成29年加東市告示第89号）による補助金（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）

（平29告示90・令7告示83・一部改正）

(附帯工事)

第6条 住宅部分型耐震化工事の附帯工事は、次に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係る工事を除く。

- (1) 補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲91センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事
- (2) 補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事
- (3) 住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次に掲げる工事

ア 建具の取替え工事

イ 配管又は配線の切替え工事

ウ 既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事

- (4) 屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び樋の取替え工事
- (5) 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替え工事
- (6) 劣化の改善となる工事

（平31告示44・全改）

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 簡易耐震改修工事費補助 補助事業の対象となる住宅に対して実施する耐震診断（第4条第4項の耐震診断を含む。）、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費
- (2) シェルター型工事費補助 補助事業の対象となる住宅に対して実施するシェルター型工事に要する経費
- (3) 屋根軽量化工事費補助 補助事業の対象となる住宅について別表第4の屋根の仕様に示す改修工事及びそれに併せて実施する耐震改修工事に要する経費

（平29告示90・全改、平30告示98・令7告示83・一部改正）

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 簡易耐震改修工事費補助 前条第1号に規定する補助対象経費に補助率として5分の4を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、過去に受けた補助金の額を控除するものとする。
- (2) シェルター型工事費補助 前条第2号に規定する補助対象経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円（高齢者のみが居住する住宅の場合は、同号に規定する補助対象経費の額又は100万円のいずれか低い額）
- (3) 屋根軽量化工事費補助 1戸当たり50万円

2 前項の規定にかかわらず、第4条第4項の規定により補助金の対象となった場合にあつては、補助金の額は、33,000円とする。

（平29告示90・平30告示98・令7告示83・一部改正）

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅部分型耐震化工事の契約前に、次の各号に掲げる書類を添えて、住宅部分型耐震化事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工した市内に存する個人所有の戸建て住宅であることを証明する固定資産税名寄帳、登記事項証明書、建築確認申請書、建築確認検査済証等の書類
- (2) 簡易耐震診断等の耐震診断結果報告書の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 市税納税証明書

- (5) 住民票の写し
- (6) 戸籍謄本（二親等以内の親族が申請者の場合に限る。）
- (7) 住宅部分型耐震化工事に係る見積書の写し
- (8) 付近見取り図、各階平面図、現況写真等の既存住宅の状況が分かる書類
- (9) 補助金算定（精算）書（様式第2号）
- (10) 市税等納付状況調査同意書（様式第3号）
- (11) 委任状（代理人が申請手続を行う場合に限る。）（様式第4号）
- (12) 住宅概要書（様式第5号）
- (13) 住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し（簡易耐震改修工事及び屋根軽量化工事を行う場合に限る。）
- (14) 耐震改修工事実績公表同意書（様式第6号）（簡易耐震改修工事及び屋根軽量化工事を行う場合に限る。）

（平29告示90・令7告示83・一部改正）

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、住宅部分型耐震化事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により、当該申請が適当でないと認めたときは、住宅部分型耐震化事業補助金不交付決定通知書（様式第8号。以下「不交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに住宅部分型耐震化工事に係る契約を締結するものとする。

（平29告示90・平30告示98・一部改正）

（工事期間が翌年度にわたる場合の取扱い）

第11条 新築に係る工事又は改修工事の期間が補助金の交付申請を行う年度（以下「初年度」という。）の翌年度にわたる場合は、初年度においては、工事の計画の承認のみを行うものとする。

2 初年度における申請は、第9条の規定を準用する。この場合において、交付申請書中「補助金交付申請書」とあるのは「計画承認申請書」と、「第9条」とあるのは「第11条第2項において準用する第9条」と読み替えるものとする。

3 初年度における申請を受理した場合の審査及び決定については、前条第1項及び第2項

の規定を準用する。この場合において、前条第１項中「予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）」とあるのは「計画の承認」と、交付決定通知書中「交付決定通知書」とあるのは「計画承認通知書」と、「金 円を下記の条件を付して交付することに決定」とあるのは「計画を下記の条件を付して承認」と、「第１０条第１項」とあるのは「第１１条第３項において準用する第１０条第１項」と、「補助金の額」とあるのは「補助金の予定額」と、不交付決定通知書中「住宅部分型耐震化事業補助金」とあるのは「住宅部分型耐震化事業」と、「不交付決定通知書」とあるのは「不承認決定通知書」と、「交付しない」とあるのは「承認しない」と、「第１０条第２項」とあるのは「第１１条第３項において準用する第１０条第２項」と、「不交付の理由」とあるのは「不承認の理由」と読み替えるものとする。

４ 第１項の規定による計画の承認は、初年度の翌年度の補助金の交付を担保するものではない。

５ 第３項において読み替えて適用する第１０条第１項の計画の承認を受けた申請者（以下「計画承認者」という。）は、初年度の翌年度において、交付申請書をあらためて提出しなければならない。ただし、第９条各号に掲げる書類の提出は省略することができる。

６ 市長は、前項の交付申請書を受理したときは、予算の範囲内で補助金の額を決定し、交付決定通知書により計画承認者に通知するものとする。

（平２９告示９０・追加）

（交付決定内容の変更）

第１２条 補助対象者は、第１０条第１項の規定により通知された補助金の交付に係る内容を変更しようとするときは、住宅部分型耐震化事業補助金変更交付申請書（様式第９号）に関係書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

２ 前項の申請があったときは、市長は、変更の内容、その理由その他変更申請内容を審査し、申請内容が適切であると認めるときは、住宅部分型耐震化事業補助金変更交付決定通知書（様式第１０号）により、補助対象者に通知するものとする。

（平２９告示９０・旧第１１条繰下・一部改正）

（実績報告）

第１３条 補助対象者は、住宅部分型耐震化工事が完了したときは、住宅部分型耐震化事業実績報告書（様式第１１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１） 交付決定通知書の写し又は交付決定変更通知書の写し

（２） 住宅部分型耐震化工事に係る契約書の写し及び領収書の写し

- (3) 建築確認検査済証の写し（改修工事に建築確認が必要な場合のみ）
- (4) 工事写真（工事前、工事中及び工事完了後）
- (5) 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し
- (6) 補助金算定（精算）書（様式第 2 号）
- (7) 住宅概要書（様式第 5 号）
- (8) 耐震診断報告書（様式第 1 2 号）（簡易耐震改修工事を行う場合に限る。）
- (9) 住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し（簡易耐震改修工事及び屋根軽量化工事を行う場合であって、交付申請時に提出していない場合に限る。）
- (10) 耐震改修工事実施確認書（様式第 1 3 号）（簡易耐震改修工事及び屋根軽量化工事を行う場合に限る。）
- (11) 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第 1 4 号）（簡易耐震改修工事及び屋根軽量化工事を行う場合に限る。）

（平 2 9 告示 9 0 ・ 追加、平 3 0 告示 9 8 ・ 一部改正）

（補助金の額の通知）

第 1 4 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該実績報告が適正であると認めたときは、交付する補助金の額を住宅部分型耐震化事業補助金額確定通知書（様式第 1 5 号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（平 2 9 告示 9 0 ・ 旧第 1 3 条繰下 ・ 一部改正）

（補助金の請求及び支払）

第 1 5 条 補助対象者は、前条に規定する補助金額の確定後に、住宅部分型耐震化事業補助金請求書（様式第 1 6 号）を市長に提出することにより、補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助対象者に補助金の交付を行うものとする。

（平 2 9 告示 9 0 ・ 旧第 1 4 条繰下 ・ 一部改正）

（報告）

第 1 6 条 補助対象者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められた場合は、速やかに当該報告をしなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに住宅部分型耐震化事業遂行困難状況報告書（様式第 1 7 号）を市長に提出し、指示を受けなければならない。

（平 2 9 告示 9 0 ・ 旧第 1 5 条繰下 ・ 一部改正）

(現場検査)

第17条 市長は、補助事業における住宅部分型耐震化工事が適切に行われているかを確認するため、現場検査を実施することができる。

2 市長は、前項の現場検査を行った結果、住宅部分型耐震化工事が適切に行われていないと認めるときは、当該事業が適切に行われるよう補助対象者に指導することができる。

3 補助対象者が、前項の指導に従わず、住宅部分型耐震化工事事業が適切に行われる見込みがないと認められるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

4 市長は、補助対象者が正当な理由なく現場検査の実施を拒否したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(平29告示90・旧第16条繰下)

(台帳の整備)

第18条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、住宅部分型耐震化事業補助金台帳(様式第18号)を整備するものとする。

(平29告示90・旧第17条繰下・一部改正)

(住宅部分型耐震化事業の中止等)

第19条 補助対象者は、補助の対象となる住宅部分型耐震化工事を中止し、又は廃止しようとするときは、住宅部分型耐震化事業中止(廃止)申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときで、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を住宅部分型耐震化事業中止(廃止)承認通知書(様式第20号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の承認を受けて住宅部分型耐震化事業を中止し、又は廃止した時点において、既にその一部に着手していた場合であっても、その実績に応じた補助金の交付は行わないものとする。

(平29告示90・旧第18条繰下・一部改正)

(是正命令)

第20条 市長は、住宅部分型耐震化工事の内容が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金の交付決定の内容等に適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象者に命ずることができる。

(平29告示90・旧第19条繰下)

(交付決定の取消し等)

第21条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 交付決定の内容等に違反したとき。
- (3) 住宅部分型耐震化工事を申請期間内に着手しなかったとき。
- (4) 住宅部分型耐震化工事を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、住宅部分型耐震化事業補助金交付決定取消通知書（様式第21号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（平29告示90・旧第20条繰下・一部改正）

（補助金の返還）

第22条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、住宅部分型耐震化事業補助金返還命令通知書（様式第22号）により、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（平29告示90・旧第21条繰下・一部改正）

（加算金及び遅延利息）

第23条 補助対象者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

- 3 前2項の場合において、加算金又は遅延利息を計算する場合の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 4 市長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（平29告示90・旧第22条繰下）

（その他）

第24条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平29告示90・旧第23条繰下）

附 則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年６月８日告示第９０号）

この告示は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の加東市住宅耐震化建替事業補助金交付要綱の規定、第２条の規定による改正後の加東市防災ベッド等設置事業補助金交付要綱の規定及び第３条の規定による改正後の加東市住宅部分型耐震化事業補助金交付要綱の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年５月１８日告示第９８号）

この告示は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の加東市住宅耐震化建替事業補助金交付要綱の規定、第２条の規定による改正後の加東市防災ベッド等設置事業補助金交付要綱の規定、第３条の規定による改正後の加東市住宅部分型耐震化事業補助金交付要綱の規定及び第４条の規定による改正後の加東市住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３１年３月２９日告示第４４号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日告示第６３号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づく様式（次項において「旧様式」という。）でなされた申出、申請等は、この告示による改正後の各告示に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和７年３月３１日告示第８３号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

（平 2 9 告示 9 0 ・ 平 3 1 告示 4 4 ・ 一部改正）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
1	第 2 条第 3 号ア によるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0 （簡易耐震改修工事にあつては 0.7）※ 時刻暦応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること。
2	第 2 条第 3 号イ によるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$ （簡易耐震改修工事にあつては 0.3）
3	第 2 条第 3 号ウ によるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする。
4	第 2 条第 3 号エ によるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする。
5	第 2 条第 3 号オ によるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
6	第 2 条第 3 号カ によるもの	全て	上記 1 から 5 までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第 2（第 2 条関係）

（平 2 9 告示 9 0 ・ 全改、平 3 1 告示 4 4 ・ 一部改正）

番号	内容
1	一般財団法人日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法

別表第 3（第 2 条関係）

（平 3 0 告示 9 8 ・全改、平 3 1 告示 4 4 ・令 7 告示 8 3 ・一部改正）

補助対象となるシェルター型工事一覧

番号	名称	会社名
1	耐震TB シェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
6	セフティールーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	シェルBOX	ナスラック株式会社
8	J. Pod耐震シェルター	J. Pod&耐震工法協会
9	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
1 0	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
1 1	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
1 2	欠番	
1 3	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社
1 4	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所
1 5	お部屋まるごとコンテナ型耐震シェルターまもルーム	株式会社カラフルコンテナ

別表第 4（第 4 条関係）

（令 7 告示 8 3 ・追加）

屋根の仕様		上部構造評点
改修前	改修後	
非常に重い屋根	軽い屋根	0. 4
重い屋根	軽い屋根	0. 5
非常に重い屋根	重い屋根	0. 5